

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。

令和2年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	2,002,158	1,154,856	0	17,868	107,044	722,390
	老人福祉費	1,072,875	66,685	0	127,435	113,409	765,346
	児童福祉費	3,113,495	1,917,589	0	135,458	136,857	923,591
	小 計	6,188,528	3,139,130	0	280,761	357,310	2,411,327
衛生費	保健衛生費	871,724	111,482	0	225,401	69,024	465,817
	小 計	871,724	111,482	0	225,401	69,024	465,817
合計		7,060,252	3,250,612	0	506,162	426,334	2,877,144

※普通会計決算統計ベース